

インボイス制度・ 電子帳簿保存法セミナー

- ★ **令和5年10月1日** から消費税仕入税額控除の方式として「インボイス制度」が開始されます。
- ★ 適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られます。
- ★ 「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

セミナー内容

第一部 インボイス制度について

第二部 電子帳簿保存法について

- インボイス制度って？ ●登録しないとどうなる？ ●どう判断したらよいの？
- 自分たちは関係あるの？ ●選択する際の注意点 ……等

【日時】 ※どちらも同じ内容です。

参加無料 定員各40名

① 7月12日（水）

◆セミナー 9:30 ~ 11:30

◆個別相談 11:30 ~ 12:00 ※要予約

② 7月13日（木）

◆セミナー 13:30 ~ 15:30

◆個別相談 15:30 ~ 16:30 ※要予約

【場所】 豊見城市社会福祉協議会 レクリエーション室

(〒901-0212 沖縄県豊見城市字平良 467-4)

【講師】 税理士 平良 豊 (とよみ税理士法人)

送信票は不要です。切り取らずそのまま送信して下さい。

インボイス制度・電子帳簿保存法セミナー 受講申込書 FAX: 850-0462			
受講日	7/12（水） <input type="checkbox"/> セミナー 9:30~ 個別相談 <input type="checkbox"/> 11:30~ 7/13（木） <input type="checkbox"/> セミナー13:30~ 個別相談 <input type="checkbox"/> 15:30~ <input type="checkbox"/> 16:00~ (希望日に <input checked="" type="checkbox"/> チェックをつけて下さい) ※個別相談は1社30分です。		
事業所名		連絡先(TEL)	
住所	豊見城市	業種	
受講者名		消費税	課税事業者・免税事業者

※本申込書にご記入いただいた個人情報は、当会からの各種情報提供の目的にのみ使用いたします。

主催・問い合わせ先：豊見城市商工会 TEL850-2060 FAX: 850-0462 (担当：蔵盛)